

北野 F C ヴェンセル会則

第1章 名 称

第1条 この会は、北野 F C ヴェンセルとよび代表者を監督とし、事務局を監督の自宅（久留米市北野町乙吉 18-1）に置く。

第2章 目 的

第2条 この会は、次の目的を目指して活動する。

- 1 青少年の健全育成
- 2 青少年のサッカー技術の向上と体力増進
- 3 その他

第3章 活 動

第3条 この会は、目的を達成するため次の活動を行う。

- 1 技術向上と体力増進のため週3回以上の練習をする。
- 2 地域（筑後地区等）で行われるサッカー大会に積極的に参加する。
- 3 グラウンド整備・地域の美化作業等奉仕活動を進んで行う。

第4章 会 員

第4条 この会に加入できるものは、次の者に限る。

- 1 久留米市及び近郊の小学生、園児であること。かつ、第2項を充たすこと。
- 2 北野町以外で練習時等に保護者の同意が可能な人。

第5条 この会より脱退するときは監督の了解を得てする。

第5章 構成員

第6条 この会は、会員、会員の保護者及び監督・コーチをもって構成し、クラブの活動、運営、活動の援助をする。

第7条 この会に次の役員を置き（）内の任務に当たる。また、任期は1年とする。
但し、再任を妨げない。

- 1 監督・コーチ 若干名（会員の指導全般）
- 2 会計担当者 2名（支出・会計整理等）
- 3 監事 1名（会の会計監査）

第6章 会 費

第8条 会費については、次のように定める。

- | | |
|-------|------------------------------|
| 1 入会金 | 2,000円 |
| 2 年会費 | <u>上級生 48,000円（月額4,000円）</u> |
| | <u>下級生 42,000円（月額3,500円）</u> |

園児 24,000円（月額2,000円）

ただし、兄弟等二人目からは、24,000円（月額2,000円）とする。

- 3 会費については、上級生は4月末と10月末にそれぞれ24,000円の分割納入とする。（下級生21,000円、園児12,000円、兄弟等二人目から12,000円をそれぞれ分割納入とする。）
- 4 途中入会者及び途中脱会者については、月割にて、それぞれ納入・返納する。
- 5 その他臨時に必要なときは、保護者会で決定する。

第7章 保護者会

第9条 保護者会は、会員の保護者及び監督・コーチをもって構成し、本会の最高議決機関である。

第10条 保護者会は、役員選出・会の運営・会費の改正・会則改正等について協議し年1回以上開会する。

- 1 議長は、監督がこれに当たる。
- 2 保護者会は、会員の保護者及び監督・コーチの過半数をもって成立する。

第8章 会計監査

第11条 この会の会計を年1回以上監査する。

第12条 この会の監査事項は、保護者会において報告する。

第9章 保証

第13条 監督及びコーチは、子供の事故を防ぐため最大限注意をするが、事故が発生した時は、保護者は保険の限度内の請求に止める。

第10章 顧問

第14条 この会の役員の外に、顧問を置くことができる。

- 1 顧問 若干名（クラブ及び会の全般を補佐する。）

附 則

この会則は、1998年2月18日から適用する。

この会則は、2006年4月11日から適用する。（月会費：2000円）

この会則は、2007年4月12日から適用する。

この会則は、2011年4月12日から適用する。（月会費：2500円）

この会則は、2012年4月10日から適用する。

この会則は、2014年4月14日から適用する。（月会費：3000円）

この会則は、2018年4月14日から適用する。

この会則は、2023年4月17日から適用する。（月会費：4000円等）

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。